

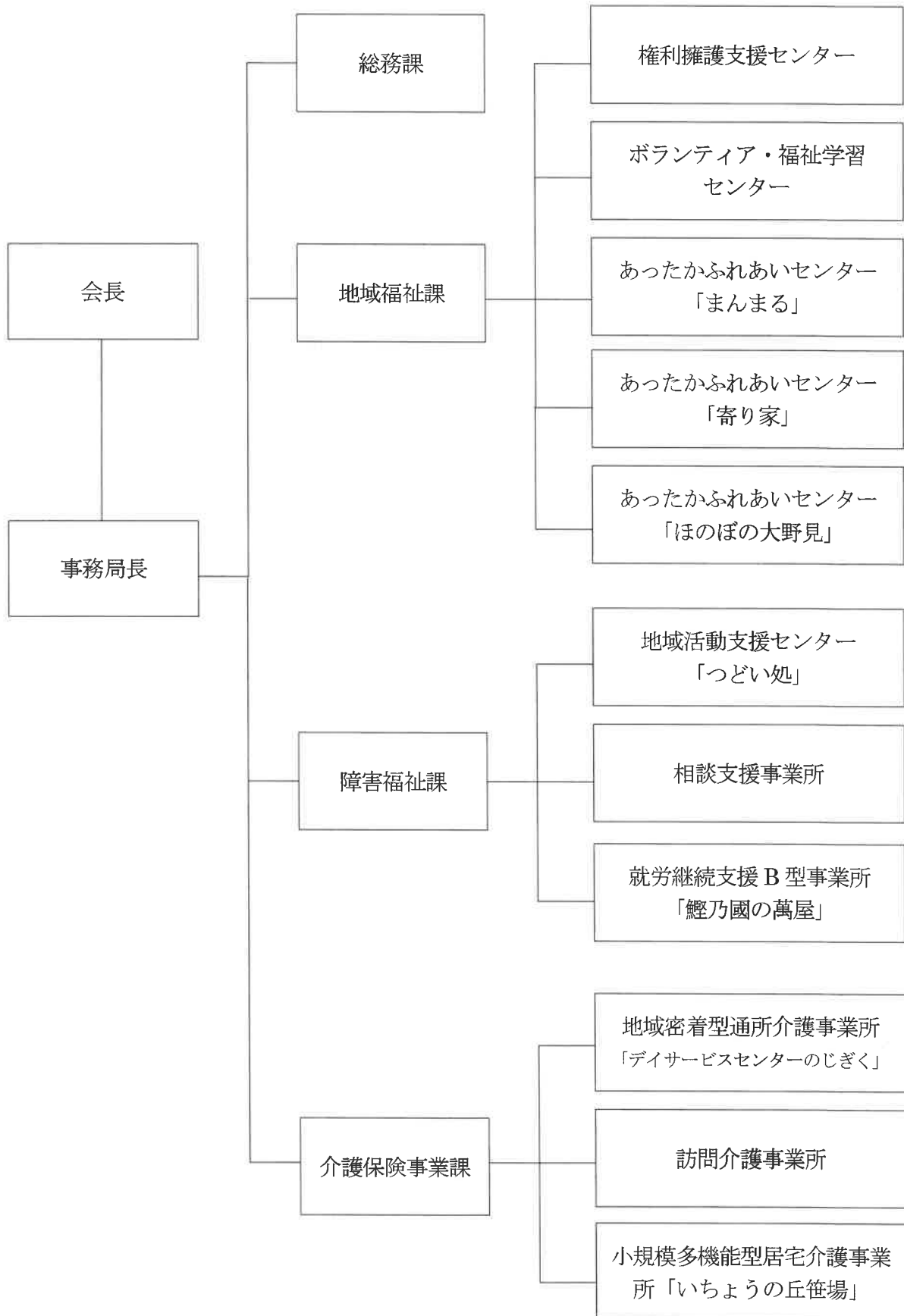
令和 8 年度  
事業計画書

社会福祉法人  
中土佐町社会福祉協議会

## 目 次

令和8年度事業推進体制	2
令和8年度事業計画	3
担当課別事業計画	4
【総務課】	4
1 総務課担当職員	4
2 会務の運営	5
3 法人運営に関する取り組み	5
4 労務管理に関する取り組み	5
5 会計に関する取り組み	5
6 その他の事業及び管理	6
【地域福祉課】	7
1 事業推進体制	7
2 所管する具体的な事業と業務	8
(1) あったかふれあいセンター	8
(2) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	8
(3) 災害ボランティアセンター運営事業	9
(4) 多機関協働事業	9
(5) 総合相談事業	9
(6) 福祉事務所未設置町村による相談事業	9
(7) 生活困窮者自立相談支援事業	9
(8) 福祉サービス利用援助事業	10
(9) 生活福祉資金・小口資金貸付事業	10
(10) 権利擁護支援センター事業	10
(11) 法人成年後見事業	10
(12) 福祉関連団体支援—事務局の受託	10
【障害福祉課】	11
1 事業推進体制	12
2 チームが担当する事業及び業務	12
(1) 就労継続支援B型事業チーム	12
(2) 地域生活支援及び相談支援チーム	13
【介護保険事業課】	14
1 事業推進体制	14
2 各事業の取り組み	15
(1) 地域密着型通所介護事業	15
(2) 訪問介護事業所	15
(3) 小規模多機能型居宅介護事業	15

## 令和8年度事業推進体制



## 令和8年度事業計画

### 【基本理念】

本会は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進します。

### 【基本方針】

中土佐町を取り巻く環境は人口減少や少子高齢化が急速に進行しているなか、高齢者世帯及び単身世帯、核家族が増加する一方、家族・地縁等の希薄化により地域のつながりが低下し、生活困窮をはじめ複雑化・多様化した問題が顕在化しています。

こうしたなか、中土佐町第3期地域福祉計画の基本理念として「協働でつくる 誇りのもてるまち」を掲げ、住民の皆さんや関係機関と協働して本会の使命である「町民がともに助け合い、誰もが自分らしく、しあわせに暮らせるまちづくり」を推進しているところです。令和8年度は地域福祉計画の最終年度であり、これまでの取り組みの成果と課題を精査し、関連する法・制度等の動向も踏まえながら、地域共生社会の実現に向けた方向性や住民・行政・社協の役割分担、連携の在り方を明確に示せるよう第4期地域福祉計画の策定を行います。特に個別支援と地域づくりの連動・循環を意識した取り組みが求められるなか、様々な活動が自然に生まれるような働きかけや参加したいと思えるような場づくり、あらゆる分野の関係者との連携・協働など本会の組織特性を活かした計画を目指します。

経営基盤の安定を図るために、令和6年度末に介護保険事業課の2事業を廃止したことで一定の効果はあったものの、利用者の減少等による収益の減少には歯止めがかからず、令和7年度も赤字収支となる見込みです。しかし、次年度に向け経営陣・現場責任者による経営会議等で町内の高齢者を取り巻く現状や介護サービス利用状況等を踏まえ、経営戦略について議論を深めてきました。令和8年度は「サービスの充実や質の向上」を目的とした各種加算取得の取り組みに挑戦することで安定的な経営を目指します。また、その取り組みの実効性を高めるため、必要な人員や専門職の配置、人材確保・定着に向けた賃上げ、職員の意識改革等にも着手していきます。

そして、職員の人材育成については、人材育成基本方針のもと研修体制や指導体制を機能させるべく、令和7年度に作成した個別研修計画による内外研修への参加や定期的な個別面談により個々の目標達成をサポートするとともに職員の意欲をもって能力が発揮できる職場環境づくりにも努めてまいります。

本会は災害発生時の事業が継続できるように事業継続計画に基づいた訓練を毎年継続して実施していますが、災害時に地域福祉を維持するためには行政との事前協議も重要です。本会は行政からの受託事業が多いうえ、災害時は民間でありながら災害ボランティアセンターや福祉避難所の運営など極めて公共性の高い役割を担うことから行政のBCP計画との整合性を図る必要があります。令和8年度は主管課である健康福祉課および危機管理室等と役割分担や資源の確保、公的資金・補助等について協議を進めてまいります。

### 【重点項目】

1. 中土佐町第4期地域福祉計画の策定
2. 介護保険事業の経営改善
3. 職員の人材育成
4. 事業継続計画（BCP）の充実

令和8年度においても、地域住民のみならず、町行政および関係機関・団体と連携を深め、本会職員が一丸となって以下の各種事業に取り組んでまいります。

## 担当課別事業計画

### 【総務課】

令和7年度は高知県でも最低賃金額が過去最高の増加となり、介護、障害福祉分野においても、3年に1度の制度改正を前に処遇改善の措置が行われました。それ以外でも、育児介護休業法の改正により働き方も見直されました。今後も賃金改善対応だけでなく、社会保険や雇用保険の適用拡大、カスハラ防止措置など、様々な制度改正が聞かれています。

そういった国の方針や社会情勢により労務管理や各種規程の整備等、事業主が講ずべき措置についても、迅速かつ正確な対応が常に求められています。令和8年度は、引き続き目まぐるしく変化する法改正に対し、常に法令遵守を意識した対応を継続することとします。

令和元年度に確立された4課体制は8年目を迎えます。縦の情報伝達や共有のスムーズ化だけでなく、横の連携強化や事業の効率化を進め、法人組織の基盤強化をこれまで図ってきました。併せて、昨年度の人材育成基本方針の制定により、職務・職責や各課で果たす役割も徐々に整理されてきました。

これまで4課で足並みを揃えてきたところではありますが、少人数且つ業務の性質が異なる本課は、他課と同じ取り組みをする難しさもしばしばありました。そして、何より令和8年度は職員異動に伴い、他課とは違う指揮命令系統や業務体制となり、上記の「縦と横」の組織基盤に変化が生じます。足並みを揃える難しさもより一層出てきますが、法人内での総務の役割や位置づけを都度整理し柔軟な対応をしていくこととします。

新たな体制になるため、変化の大きい年度と捉え、総務課としては「新たなことに挑戦する年」ではなく、「足元を固める年」と位置づけます。限られた人員の中で各々の業務や役割が不明瞭にならないように、日、週、月、年間の決まった必須業務を完遂し、未経験業務のスキルを少しでも習得できる1年とします。

- 〔重点項目〕
- ・法改正、制度改正への的確な対応と法令遵守の徹底
    - ① 労働関係法及び介護・障害福祉関連制度改正の継続的把握
    - ② 就業規則・諸規程の整合性確認と必要に応じた改正
    - ③ 制度改正における内部判断・社会保険労務士への相談
    - ④ 急な通知・改正にも対応できる情報共有体制の維持
  - ・日常業務を確実に継続できる体制の維持と定着
    - ① 業務引き継ぎ内容を確認し、日次・月次・年次業務の洗い出しと優先順位の明確化
    - ② 口頭説明に頼らない簡易マニュアルの把握と整備
    - ③ 法定業務・期限管理業務の確実な遂行
    - ④ 「誰でも一定水準で対応できる」状態を目指した情報共有

### 1 総務課担当職員

次長兼総務課長

主事（労務管理担当） 1名

会計担当 1名

計3名

## 2 会務の運営

### (1) 理事会

- ・第1回理事会 令和8年 6月10日(水) 10:00~12:00
- ・第2回理事会 令和8年11月11日(水) 10:00~12:00
- ・第3回理事会 令和9年 3月15日(月) 10:00~12:00

### (2) 監事会

- ・決算監査 令和8年 5月29日(金) 10:00~12:00
- ・中間(上半期)監査 令和8年10月29日(木) 10:00~12:00

### (3) 評議員会

- ・第1回評議員会 令和8年 6月26日(金) 10:00~12:00
- ・第2回評議員会 令和9年 3月24日(水) 10:00~12:00

### (4) 評議員選任・解任委員会 適宜実施

※理事会・評議員会にあつては、法人運営上、喫緊の課題等協議を要する案件が出た場合には臨時会を開催。

### (5) 第三者委員会 令和8年 7月17日(金) 10:00~12:00

## 3 法人運営に関すること

- (1) 会務運営(再掲)
- (2) 社協会費に関すること(7月納入依頼)
- (3) 規程管理(就業規程・諸規程の整備・改正)
- (4) 広報 社協だより発行、ホームページ更新(5・7・10・1月)
- (5) 文書管理(文書收受、保存、廃棄)
- (6) 備品・資産管理(契約締結、物品購入、台帳管理、マイクロバス・福祉用具使用貸出)

## 4 労務管理に関すること

- (1) 職員の勤怠管理(毎日)
- (2) 給与計算
- (3) 職員採用、退職手続き
- (4) 公的保険手続き(社会保険、雇用・労働保険)
- (5) 福利厚生(健康診断、保健指導の実施)
- (6) 役職員表彰
- (7) 労務相談(職員対応、証明発行、労務トラブル一次対応)

## 5 会計に関すること

- (1) 仕訳、支払い業務
- (2) 現金・預金、証憑書類等の管理
- (3) 金融機関取引
- (4) 法定福利費や消費税等算定

(5) 予算・決算書作成、執行管理、台帳整備

6 その他の事業及び管理

(1) 福祉用具貸し出し事業【自主事業】

(2) 指定管理施設の管理（貸出管理、点検、訓練、使用報告）

・中土佐町民交流会館      ・上ノ加江老人憩いの家

## 【地域福祉課】

令和7年度は、役場健康福祉課との協働により、「中土佐町第4期地域福祉計画」の策定スケジュール立て、関係機関との意見交換、町内の福祉職を対象とした権利擁護支援に関するアンケート調査を実施し、策定に向けた準備が進みました。

これまでの評価として、第1期地域福祉活動計画から取り組んでいる小地域ケア会議の開催については、町内全域を網羅することができました。しかし、小地域ごとに年に2回小地域ケア会議を開催し、個別の見守りや地域課題に対する活動を実践している上ノ加江・矢井賀・大野見に対し、久礼では全域開催に今年度まで期間を要したことに加え、地域との開催意義の共有や担い手の確保に課題が見られました。また、あったかふれあいセンターの認知度の低さも明らかになりました。

第3期地域福祉計画の柱である「重層的支援体制整備事業」については、役場健康福祉課と本課に配置された「相談支援包括化推進員」を中心に、複合的な生活課題を抱える世帯に対し多機関協働による支援の円滑化を図る体制と、分野横断的な地域生活課題を集約し協議できる体制の構築が推進されました。しかし、職員の異動や周知不足により、地域の相談窓口が包括的に相談を受け止めるという意識は十分ではありません。また、多機関協働の輪に民生児童委員や地域住民が参加している案件もありません。

令和7年度の重点取り組みであった「災害に強い地域づくり」に関して、あったかふれあいセンターでは、サテライトでの避難訓練の開催、防災倉庫内の確認など地区に応じた取り組みを支援しました。久礼地域では、障害分野や役場危機管理室との「避難行動要支援者への災害時に向けた協議」を行いました。これにより3つの地区で防災会議を開催し、個別支援・地域づくり・危機管理の観点をふまえて地域へアプローチすることができました。しかし、地域全体の防災意識は依然として高いとは言えず、防災を「自分ごと」として捉えてもらうことの難しさが課題として明らかになりました。また、平時からの見守り活動や地域づくりが災害時の支え合いにつながるという点についても十分な理解を得るまでには至りませんでした。

令和8年度は、「第4期地域福祉計画」の策定に向け、地域ふくし活動推進委員会や中土佐町権利擁護支援システム推進委員会とともにこれまでの地域福祉活動を評価し、次期計画の5ヶ年のなかで実践すべき取り組みを整理します。

災害に強い地域づくりに向けても、引き続き地域や行政等と連携しながら各地域に応じた取り組みを支援します。

また、久礼地域における小地域ケア会議の今後の展開について、開催方法や内容の見直しを行います。

- 【重点項目】
- ・中土佐町第4期地域福祉計画策定
  - ・災害に強い地域づくり
  - ・地域に応じた小地域ケア会議の在り方の見直し

### 1 事業推進体制

- ・地域福祉課長
  - ・地域支援チーム 主任、チーム員9名 計10名
  - ・相談支援チーム 主任、チーム員2名 計3名
- 合計14名

## 2 所管する具体的な事業と業務

### (1) あったかふれあいセンター

#### ① あったかふれあいセンター事業

令和8年度は、「第4期地域福祉計画」における地域アクションプランの策定年度です。地域ふくし活動推進委員会を中心に、それぞれの地域の強みを活かした持続性のある取組が推進できるよう、後方支援に力を注ぎます。

また、小地域ケア会議の開催については、地区数も人口も多い久礼地域で、それぞれの地区の実情に応じた見守り支えあい活動として継続展開をしていくために、開催方法や内容の見直しを行います。

#### ② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

令和7年度は、若年層の未就労者や引きこもり傾向にある対象者7名へのアプローチを行ないました。

地域や社会との関わりが持ちづらく、自ら支援につながることの難しい方への支援は、ご本人と直接関わりを持つことにも、その後の関係性の構築にも多くの時間を要します。

引き続き、家族や周囲からの情報収集を行い、対象者に応じたタイミングで必要な社会資源・支援につないでいきます。

#### ③ 参加支援事業

役場と連携して1名の対象者に働きかけを行なっています。あったかふれあいセンターのフレキシブルな機能を発揮した自由な発想で、対象者に応じた居場所づくりや役割を見いだせるような寄り添った支援を提供します。

また、地域支援チームでは、地域の社会資源をまとめた地域カルテを作成しています。令和8年度は、この地域カルテの情報更新を行い、利用者のニーズに沿った既存の地域資源の拡充や新たな資源開発に取り組みます。

### (2) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

「地域共生社会」の実現に向け、あったかふれあいセンターや各事業で明らかになった地域課題の解決に必要な「人と人」、「人と資源」をつなぎ地域で支え合える力が発揮できるよう促していきます。

令和8年度は、「避難行動要支援者への災害時に向けた協議」に参加し、分野・領域を超えて地域と連携した取り組みを実践します。

#### ① ボランティア・福祉学習センター事業

住民が地域生活課題を我がごととして捉え主体的な福祉活動につなげられる学びの場として、法人内の各事業担当との連携により「出前講座ふくしの学び」を開催し、福祉に関する理解促進と人材育成に努めます。

また、ボランティア活動においても「支える側・支えられる側」という一方的な関係を超え、世代・属性に関係なく多様な主体が担い手として自分の強みを発揮できる活動の場づくりが必要と考えます。夏ボラの活用などにより、町内でボランティア活動を体験できる機会を広げます。

### (3) 災害ボランティアセンター運営事業

災害時に円滑で安全なボランティア活動が行えるよう、災害ボランティアセンター連絡会および模擬訓練の開催により、災害ボランティアセンターの運営や地域の連携に関する検証と改善に取り組みます。

### (4) 多機関協働事業

令和7年度は、複合的な課題を抱える6世帯について、複数の機関が連携支援をするための支援者調整や課題整理・役割分担を行いました。それぞれの世帯状況に応じて、役場・社協・福祉サービス提供事業所・教育機関などが適宜連携して支援する体制ができています。

令和8年度も、包括的相談支援事業者からの相談に対して適宜支援会議等を開催し、複合的な課題を抱える世帯への支援の進展が図れるよう支援者のバックアップに努めます。

令和8年度は、高齢分野と障害分野でも福祉計画が策定されます。相談支援包括化推進員の定例会で分野を超えた地域課題や取り組みについて共有検討を行い、他の計画との整合性を図りながら第4期地域福祉計画の策定を進めます。

### (5) 総合相談事業

令和7年度は、弁護士による無料法律相談を4回開催し、15件の相談を受け付けました。令和8年度も引き続き、住民が身近な場で弁護士に相談できる機会を確保します。

### (6) 福祉事務所未設置町村による相談事業

令和7年4月から令和8年1月の間に新たに19件の相談が寄せられました。相談経路は、本人2件・親族5件・支援機関9件・地域（事業者・民生委員等）3件でした。相談は生活困窮や金銭管理に関する内容が多く、昨年度からの継続案件を含む22件のうち13件が終結となり、このうち5件については相談内容に応じた支援機関や制度へつなぎました。

引き続き、関係機関や地域のネットワークからの早期発見早期介入に努め、ここの生活課題に応じた支援につなぎます。

### (7) 生活困窮者自立相談支援事業

本事業には、主任相談員1名、相談・就労支援員2名を配置しています。

令和7年4月から令和8年1月の相談支援件数は新規5件、前年度からの継続9件で、このうち7件について支援プランを作成しています。

令和7年度は、役場健康福祉課（生活保護担当）・町民環境課（水道・ごみ・地域猫担当）・総務課（住宅担当）・税務課・消防署との意見交換を実施し、相互の事業について理解を深めるとともに今後の連携についても協議しました。

貸付相談への同席やあったかふれあいセンター定例会への参加により早期介入に努めるとともに、支援においては、生活保護課をはじめとした行政各課や地域の支援機関と連携して、個々の生活課題に応じた支援を行います。

(8) 福祉サービス利用援助事業

令和7年度は、認知症・知的障害・精神障害などにより意思決定に支援を要する24名の方に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理支援を行ないました。このうち15名の利用者について地域の生活支援員9名の協力を得て支援を行ないましたが、大野見地域では生活支援員が不足しています。必要な人に適切な支援が実施できるよう、生活支援員の確保に取り組めます。

(9) 生活福祉資金・小口資金貸付事業

本事業では、生活困窮者自立相談支援事業と連携して相談支援を行っています。令和7年4月から令和8年1月の相談支援件数は延べ114件で、このうち新型コロナ特例貸付利用者の状況確認や償還に関する相談支援件数は延べ80件でした。

(10) 権利擁護支援センター事業

令和7年4月から令和8年1月の間に新たに13件の相談を受け付け、関係機関・スーパーバイザー・司法職などと連携して権利擁護支援に取り組めました。新規相談のうち成年後見制度に関する相談は7件でした。

また、第3期成年後見制度利用促進計画の策定準備として、役場健康福祉課との協働により、権利擁護支援ニーズに関するアンケート調査と行政各課や消防署との意見交換を行いました。

今年度も引き続き、権利擁護支援に関する研修会の開催や支援者向け相談会の開催などにより支援機関の活動をバックアップします。

(11) 法人成年後見事業

令和7年度は、認知症・知的障害・精神障害などにより意思決定に支援を要する5名の方に対し後見活動を行いました。このうち、新規受任は0件、終了案件は1件でした。

また、令和7年度から地域の支援員1名が活動を開始しました。これにより、これまで以上にご本人に寄り添った支援を提供できるようになりました。

今年度も、親族・地域住民・関係機関などと連携し、本人の意思に沿って適切な財産管理と身上保護を行うことにより、被後見人等の生活を支えます。

(12) 福祉関連団体支援—事務局の受託

中土佐町共同募金委員会、中土佐町民生委員児童委員協議会、中土佐町老人クラブ連合会の事務局を受け持ち、各種団体の活動支援を行います。

## 【障害福祉課】

---

### 【就労継続支援B型事業所】

利用者数は年間17人前後で推移しています。主たる事業となったよろず ai 事業は前年度価格の改定を行いました。収入（売上）は前年度より落ちるものの、支出は生産本数が減った分抑えられ収支のバランスはとれています。

リサイクル事業では、店舗事業終了に伴い利用者が増えました。利用者が作業に集中しやすい環境設定や、障害に対応した手順を模索し支援を行っています。熱中症対策は6月からの義務化を受け従前の対策に加え対応を行った結果、受診を要する傷病者の発生は防ぐことができました。

清掃は、7月から美術館も加わり、3か所の現場を週2.5日、計6人の利用者で実施しています。4人が新たに参加し、安定して精度の高い作業が行えるよう手順の習得、持久力、集中力などの課題に利用者・職員とも取り組んでいます。

農福事業は、2人の利用者が従事しました。熱中症リスクへの備えや夏季の長期化に伴う作物の生長時期のずれで想定より作業実施期間は短くなりました。令和5年度から試行的に取り組み、10人弱の利用者が試しましたが、持久力や正確性の課題で継続的に働ける人は2人に絞られました。そのうちの1人が近く就職活動を始めることになりました。就職に伴い退所された場合、農園から提供される仕事に従事できる利用者が1人だけとなるため事業の継続は困難と判断し、令和7年度で現在の農福事業は終了します。

試行錯誤を経て、本事業所における就労事業はリサイクル事業・よろず ai 製造販売・清掃事業に集約されてきました。前者2事業は、主に福祉的就労希望者向きでの内容で、清掃事業は福祉的就労希望者と一般就労希望者の両方が取り組める事業です。

令和8年度はサービス管理責任者を含む複数の職員の異動があります。第一に、新たな職員を含め就労支援サービスについて職員全体で共通認識を持ち、安全な作業環境と利用者に応じた支援が提供できるよう取り組んでいきます。その上で、安定した支援を提供できる体制を整えば、利用者の工賃向上や一般就労に向けたトレーニングの機会の場の拡大のため、清掃事業を増やすことを検討していきます。

### 【地域活動支援センターつどい処】

令和7年度は、土曜日の集いの場や若者を対象としたプログラムの開催を試験的に実施しました。参加者は、平日に利用している人に加え、平日の利用が難しい人も来所するなど、平均15人の利用がありました。参加者からは今後も継続開催を望む声が多く寄せられたため、令和8年度は定期的に土曜日開所や若者の集いを実施していく予定です。

防災の取り組みは、中土佐町役場や地域福祉課と協働し、自主防災組織や地域住民との避難訓練を検討しましたが、実施には至りませんでした。しかし、地域住民が参加する防災座談会に参加したことで、地域住民の防災意識や、その地域に住む障害のある方への考えを知る機会となりました。今後も地域住民との避難訓練の取り組みを継続と、災害時に備えた薬袋の作成のサポートや住宅の耐震改修補助金に関する情報提供などを行っていきます。

### 【相談支援事業所】

令和7年度は、個別のニーズから見える地域課題への取り組みとして、学習会を開催しました。障害のある方は、学校卒業後の社会経験の場が限られており、大人として身につけるべき常識やリスクへの対策を学ぶ機会が少ないことから、犯罪被害に遭いやすい状況があります。

そこで、被害を未然に防ぎ、社会経験を積む機会となるよう、「消費者詐欺について学ぶ講座」や「知的障害のある方を対象としたお金の学習会」を実施しました。参加者は多くはありませんでしたが、消費者被害に遭った際の対応方法や、社会人としてのお金の使い方などを学ぶ貴重な機会となりました。同様のニーズは高幡圏域全体にもあると考えられるため、次年度は圏域内の相談支援事業所と協働し、学習会の開催に取り組んでいきます。

#### 〔重点項目〕

- ・新たな職員を含む職員全員で、安全環境整備（BCPを含む）と利用者に応じた支援を提供できる体制づくり（就労継続支援B型事業所）
- ・来る時に備える防災への取り組み（地域活動支援センター・中土佐町相談支援事業所）
- ・個別支援から見える課題への取り組み～圏域で取り組む学習会の開催～（相談支援事業所）

---

## 1 事業推進体制

障害福祉課長

地域生活支援及び相談支援チーム 主任、チーム員3名 計4名

就労継続支援B型事業チーム 課長（兼務）、主事、チーム員（常勤3名・非常勤1名）  
計6名

総計10名

## 2 チームが担当する事業及び業務

### （1）就労継続支援B型事業チーム

#### ■就労継続支援B型事業所「鯉乃國の萬屋」 【障害サービス給付による自主事業】

利用定員20人（現員17人）

- ・主たる事業所 「よろず工房 愛」
  - ① 定員 10人（現数3人、3人ともストックヤードを併用）
  - ② 業務内容 生活環境クリーナー「よろずai」の製造販売
  - ③ サービス提供日時 月曜日 9：30～11：30
- ・施設外就労実施施設「ストックヤード」
  - ① 現数 17人（うち8人は他事業を併用）
  - ② 業務内容 中間処理施設でのリサイクル資源の分別や保管
  - ③ サービス提供日時 火曜日～金曜日 9：00～15：00
- ・施設外就労「中土佐町庁舎の清掃業務」
  - ① 現数 4人（4人とも他事業を併用）
  - ② 業務内容 庁舎フロアやトイレの清掃
  - ③ サービス提供日時 月曜日 9：00～15：00

- ・施設外就労「中土佐町子どもセンターの清掃業務」
  - ① 現数 2人（2人とも他事業を併用）
  - ② 業務内容 トイレや会議室等の清掃
  - ③ サービス提供日時 金曜日 9：00～11：30
  
- ・施設外就労「なかとさ美術館の清掃業務」
  - ① 現数 3人（3人とも他事業を併用）
  - ② 業務内容 外構・ロビー・トイレ等の清掃
  - ③ サービス提供日時 火・金曜日 13：00～15：00

## (2) 地域生活支援及び相談支援チーム

### ■障害者地域生活支援事業 【受託事業】

中土佐町地域活動支援センター「つどい処」での創作活動や生産活動を通して、障害者の自立と社会参加を図ります。

- ①利用定員 20人／日（令和8年1月末の全登録者数103人）
- ②開所日時 月曜日～金曜日 9：00～16：00  
\*行事等で、土曜日にも開所する。

### ■中土佐町相談支援事業所 【受託事業／障害サービス給付による自主事業】

障害者等が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるように支援することを目的とし、次により相談・援助を行います。

- ①開所日時 月曜日～金曜日 8：30～17：15（地域定着実施は24時間対応）
- ②業務内容 日常生活全般にわたる相談（受託事業）  
障害児（者）の計画相談支援  
地域移行・定着支援

## 【介護保険事業課】

令和7年度は、訪問介護事業、地域密着型通所介護事業、小規模多機能型居宅介護事業の3事業に編成した体制でのスタートとなりました。職員体制も変わり、事業経営、人材育成、サービスの質の向上、福祉避難所の運営等重点項目に挙げられる取組の目的や課内での意識合わせなど基本に立ち返り学び直しの1年でもありました。法人内の職員の約半数を占める介護保険事業課において全職員の意識と事業の方向性を合わせる事は容易ではなく、時間を要することが分りました。令和4年に笹場に移転し地域密着型の事業所として新たに開設して5年目に入る本年は、介護保険事業課の方向性を検討する挑戦の年と捉え新たな取組を試みます。日々の介護業務を確実に、丁寧に遂行するだけでなく経営面にも視点を向け職員ひとり一人が向上心を持って業務にあたることのできるよう切磋琢磨し合い、指導的立場の職員はしっかりとサポートします。各事業所の強みを活かし変化を恐れず新たな取組にも順応できる事業所を目指します。

育成担当者がサポートしながら全職員ひとり一人に合わせた個別研修計画を作り、職員のスキルアップとサービスの質の向上に努めます。経験年数や有資格者の専門性に応じた職責を今一度意識し、一人ひとりが介護のプロとして柔軟な支援にあたれるよう取組んでいきます。また、職員が心身ともに満たされる職場づくりが利用者の満足度を高める質の向上につながると考え経営会議や課内会の定期的な開催によりチームワークを強化し、十分に協議、検討をしていきたいと思えます。

事業継続計画（BCP）や福祉避難所の開設・運営等についても継続的な訓練を通じて、その目的や役割を確認し理解を深めます。日常的な地域交流も積極的に行い、有事に連携が図れる関係性の構築にもつないでいきます。

### 【重点項目】

- ・新たなサービスに取組み安定した経営につなげる
- ・職責を担える職員の育成

## 1 事業推進体制

・介護保険事業課長	
・地域密着型通所介護事業	事業管理者（生活相談員兼務）1名、看護師2名 ケアワーカー（うち2名生活相談員兼務）5名 調理員4名 計12名
・訪問介護事業	事業管理者1名、サービス提供責任者1名 ホームヘルパー5名 計7名
・小規模多機能型居宅介護事業	事業管理者1名、介護支援専門員（兼務）1名 看護職員2名、ケアワーカー5名 計8名
	合計28名

## 2 各事業の取り組み

### (1) 地域密着型通所介護事業

営業日時：月曜日～土曜日 午前9時～午後4時30分

但し、12月31日～1月3日を除く

定員数：1日あたり18名

令和8年1月の登録者数は、30名のうち利用者実人数は23名、延べ人数は273名でした。(令和7年1月の実人数は27名、延べ人数300名)今年度は、登録者数37人を目指します。傾向として、要介護者の利用は減少傾向にありますが要支援者の受入れを積極的に行い、長く寄り添う支援を心がけます。まずは、利用者、家族に選んでいただける事業所となるべく職員が一丸となって新たな取組に計画的に挑戦していきます。①他事業所への視察研修②サービス提供時間の延長③利用者の状況に応じ、身体・生活機能の向上を目的とするメニューを設定した訓練を実施等サービスの充実を図り、しっかりと役割が担える職員の人材育成に努めてまいります。加算算定は、経営的安定だけではなく、サービスの質や安全性が保証されなければならないことを職員も十分に理解し、日々の支援にあたります。

### (2) 訪問介護事業所

営業日時：365日 午前7時～午後21時

令和8年1月の登録者数は、62名のうち利用者実人数は、58名、延べ人数は354名でした。(令和7年1月の実人数は62名、延べ人数459名)利用者の長期入院やサービスのキャンセル、施設入所による利用終了等の影響が収益に大きく響いた上半期でした。下半期には度々新規契約が交わされたもののその殆どが要支援者のサービスとなっており、すぐの報酬増加とはなりません。長く利用していただけることで徐々に報酬増加につながると考え、細やかなサービスを心がけました。職員は町内で唯一の訪問介護事業所である自覚を持ち、丁寧な支援にあたっています。中山間地域の点在する自宅や商店への移動に時間を要するケースも多く、様々な状況下で限られた時間内で支援にあたるには、経営状況を鑑みながら職員数の確保と体制整備が今後必要となってきます。質の高い介護を提供できる体制が整っていることが必須であるために、職員のスキルアップや人材育成に積極的に取り組んでいきます。加算算定は、経営的安定だけではなく、サービスの質や安全性が保証されなければならないことを職員も十分に理解し、日々の支援にあたります。

### (3) 小規模多機能型居宅介護事業

営業日時：365日 24時間対応

定員数：24人(通い：12人/日、宿泊：4人/日)

令和8年1月の登録者数は、17名のうち利用者実人数は16名、延べ人数は431名でした。(令和7年1月の実人数は、17名、延べ人数は311名)1年前と比較すると、利用実人数の変動はさほどないが、延べ人数に120の差があるのは、軽度の支援で利用を開始された方が、身体や環境の変化により、サービス回数を増やしたことが影響しています。利用料が、介護度毎に定額制となっており、サービスの変更や急な対応にもケアマネージャーが計画を立て調整を図るために必要に応じた柔軟な支援につながっています。通いのサービスを利用しながら、職員が自宅を訪問して配食や服薬の確認、買い物代行等の生活支援を受ける事ができます。また必要であれば、施設での宿泊も利用できる幅のあるサービス提供が強みです。小規模多機能では、今年度①上半期に向け登録者数21名を

目指します。②常勤准看護師を1名以上配置することで幅広い医療的ケアに対応できる体制を整え③回数を気にせずに必要な応じた訪問サービスの充実を図り、利用者の在宅生活を支える細やかなサービスを提供してまいります。また、④利用者の地域における多様な活動が確保されるよう日常的に地域住民との交流を図り、利用者の声を聞き地域行事等へ参加の機会を増やします。地域と連携した避難訓練の継続的な実施や施設見学の受け入れなど地域に根付いた事業所を目指します。加算算定は、経営的安定だけでなく、サービスの質や安全性が保証されなければならないことを職員も十分に理解し、日々の支援にあたります。

